

神崎町空き家バンク

「発酵の里暮らし」をはじめませんか



その昔、利根川の舟運で栄えた神崎町は、豊かな水と肥沃な土地に恵まれ、酒・味噌・醤油といった醸造業が栄えました。千葉県一小さな町・神崎町では、「発酵の里」として、発酵によるまちづくりに取り組んでいます。

また、保育料無料（0歳～）、給食費無料、医療費助成（高校生まで）をはじめとする子育て支援策を実施し、子供を産んで育てたくなる町を目指しています。

日本の伝統文化「発酵」と「優しい子育て」が根づく町で、「発酵の里暮らし」をはじめてみませんか。皆様のお越しをお待ちしております。

神崎町空き家バンクの概要

1. 空き家バンクとは

神崎町内の空き家の有効活用を目的に、空き家を売りたい・貸したいと考えている所有者の物件情報を町の空き家バンクに登録し、空き家バンクウェブサイトにてその情報を公開します。公開された空き家情報を見た利用希望者（物件を借りたい・買いたいと考えている方）から、町に物件の見学・交渉等の連絡がありましたら、所有者と利用希望者との橋渡しを町と宅建協会が協力して行う制度です。

2. 空き家を登録する条件は

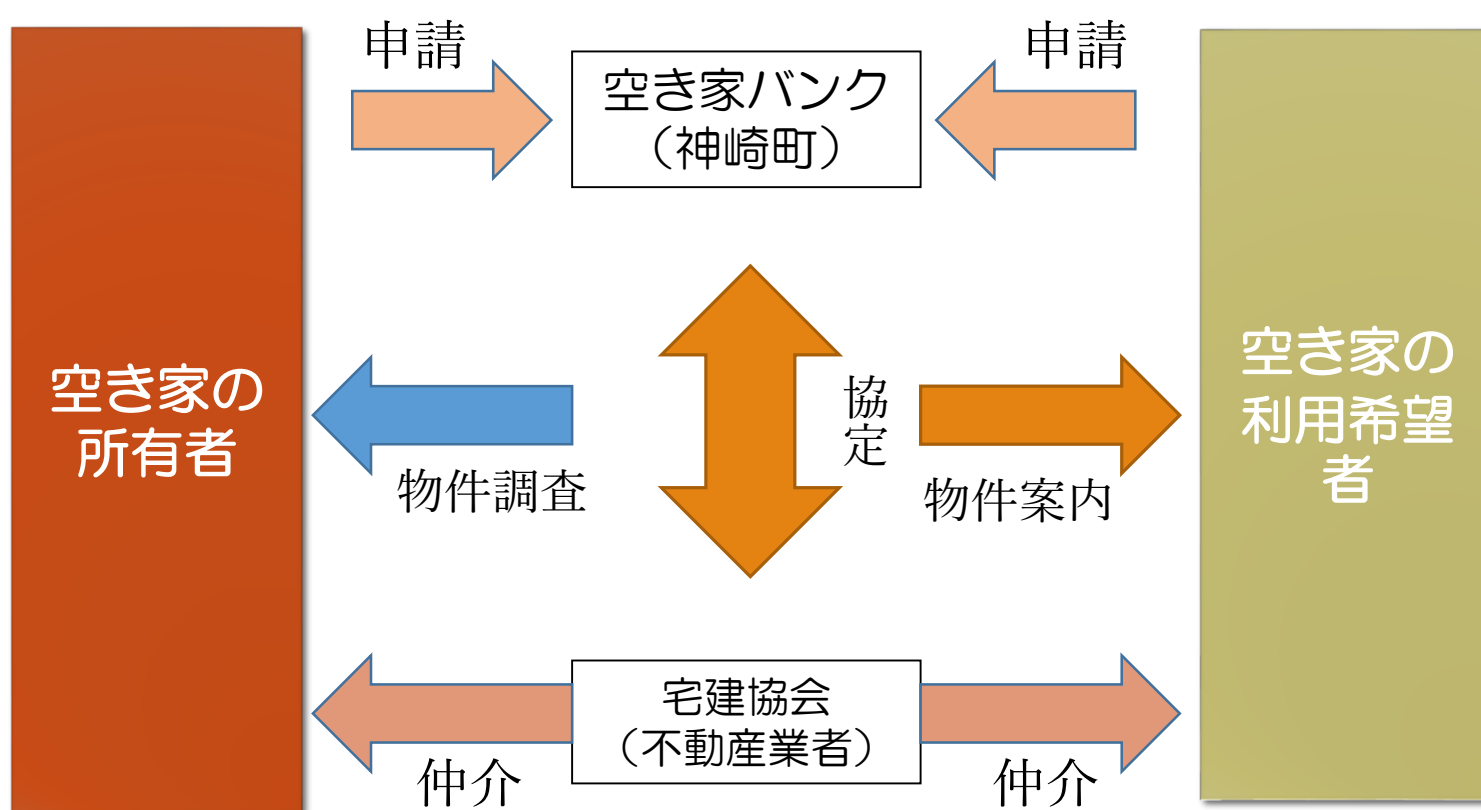
- ・ 町内に所在する建物であること
- ・ 建物とその土地の所有者全ての承諾が得られている物件であること
- ・ 専属専任媒介契約、専任媒介契約及び一般媒介契約の契約を締結していないこと
- ・ 相続及びその他所有権以外の権利の設定がある場合、関係者の承諾が得られている物件であること
- ・ ※老朽化が著しいもの、大規模な修繕が必要なもの、所有者が神崎町暴力団排除条例第9条に規定する暴力団密接関係者のものを除きます。

3. 利用される方の登録条件

- ・ 定住または定期的に滞在・利用して神崎町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる方

※神崎町暴力団排除条例第9条に規定する暴力団密接関係者でない方

4. 空き家バンクの仕組み



地域にはさまざまな行事や決まりごとがあります。たとえば、お祭り、草刈り、清掃作業、消防団への協力です。また、地域の運営に必応な区費などがあります。物件見学の際などに、ご近所、区長さんに聞いてみましょう。

空き家バンクの手続きについて

売りたい・貸したい

①空き家物件の登録

物件の提供を希望する方は「物件登録申込書」に必要事項を記入し、神崎町まちづくり課へ提出して下さい。

②物件調査（現地確認）

所有者立ち合いのもと、現地で物件確認を行い、空き家バンク登録カードを作成します。

③登録及び情報の提供

物件調査後、町の空き家バンク台帳に登録し、町の空き家バンクウェブサイトやまちづくり課窓口で、物件情報を公開します。

④物件見学

移住希望者から物件の見学等の依頼があったときは、町から連絡します。宅建業者立ち合いのもと見学を行います。

⑤交渉・契約

利用希望者より、交渉・契約の申込みがあったら、宅建協会会員の仲介により、交渉・契約をしていただきます。（仲介手数料が発生します。）

※町は交渉・契約について、関与いたしません。

買いたい・借りたい

①空き家情報の提供

町の空き家バンクウェブサイト及びまちづくり課窓口で空き家情報の提供を行っています。

②利用希望の申込み

物件の見学、相談、交渉を行う場合は、利用登録申込書に必要事項を記入の上、神崎町まちづくり課へ申込んでください。

③物件見学

所有者、宅建業者の立ち合いのもと、現地で物件見学、相談等を行います。

④物件の交渉・契約

希望の物件が見つかったら、物件所有者との交渉・契約を行います。宅建協会会員の仲介による交渉・契約となります。（仲介手数料が発生します。）

※町は交渉・契約について、関与いたしません。

契約成立

お問い合わせ・申し込みは

〒289-0221

神崎町神崎本宿163

神崎町役場まちづくり課

TEL：0478-72-2114

FAX：0478-72-2110

kikaku@town.kozaki.chiba.jp



